

東大阪市と株式会社ジモティーとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下の通り連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、東大阪市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1） リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- （2） リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- （3） その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

（実績報告）

第4条 乙は、東大阪市民が乙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績について、甲から依頼があれば速やかに甲に報告しなければならない。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、協定に基づく連携にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(協定の見直し)

第7条 甲又は乙から、本協定書の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がない限り、期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも協定を終了させることができる。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第9条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、甲乙が協議してこれを定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長 野田 義和

乙 東京都品川区西五反田1丁目30番地2
株式会社ジモティー
代表取締役社長 加藤 貴博